

四国電力株式会社伊方発電所第3号機の
電気事業法に基づく工事の計画の申請について

1. 申請者及び申請年月日等

申請者：四国電力株式会社 取締役社長 社長執行役員 長井 啓介

申請年月日等：

令和3年6月18日（原子力発第21013号）

2. 発電用原子炉を設置する工場又は事業所の名称及び所在地

名称：伊方発電所

位置：愛媛県西宇和郡伊方町

3. 発電用原子炉施設の出力量及び周波数

出力： 890,000 kW

第3号機： 890,000 kW（今回申請分）

周波数： 60 Hz

4. 申請範囲

(一) 原子炉設備

4 燃料設備

加圧水型原子力発電設備に係るものにあつては、次の事項

4.3 使用済燃料貯蔵設備に係る次の事項

(5) 使用済燃料貯蔵用容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに放射線遮へい材の種類、主要寸法、冷却方法及び材料

4.6 燃料設備の適用基準及び適用規格

5. 工事の計画の内容

種類：発電設備の設置の工事以外の変更の工事

内容：使用済燃料乾式貯蔵施設の設置

6. 申請の理由

使用済燃料の貯蔵裕度を確保するため、使用済燃料乾式貯蔵施設を設置する。使用済燃料乾式貯蔵施設のうち、本工事計画において、使用済燃料貯蔵用容器として使用済燃料乾式貯蔵容器を設置する。

なお、使用済燃料乾式貯蔵施設の使用済燃料乾式貯蔵容器蓋間圧力計及び補助遮へいの設置に係る工事計画については、別途、原子力発第21014号にて届出を実施する。

(審査の概要)

1. 審査意見

電気事業法第47条第3項の規定の適用については、原子力規制委員会で確認すべき同項第1号に掲げる要件（同法第39条第2項第1号に掲げる事項に係る部分であって原子炉等規制法第43条の3の14の技術上の基準に該当する部分に限る。）に対して、電気事業法第112条の3第1項の規定により、適合しているものとみなされる。